

大学入試における属性による差別的取扱いと意思決定の自由の侵害

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 4 年 5 月 19 日

【事 件 番 号】 令和 1 年（ワ）第 16146 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却

【参 照 法 令】 学校教育法 1 条・2 条 1 項・6 条 1 項、憲法 14 条 1 項、民法 709 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25572282

秋田大学准教授 小野寺倫子

事実の概要

本件は、私立大学の医学部入学試験において受験者の属性（性別）を理由として不合理な差別的な取扱いを受けた受験者らが、大学を運営する学校法人に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事件である。本件原告ら（13 名）は、平成 23 年から平成 30 年度のいずれかの年度又は複数年度にわたって、被告学校法人 Y が運営する私立大学（以下「本件大学」）医学部の入学試験に出願をし、受験をした女性である。本件大学医学部では、遅くとも平成 20 年以降の入学試験において、受験者の属性（性別）をもって一律に女性の受験者に対して男性の受験者よりも厳しい合格基準を設定する合否判定基準（「本件判定基準」）が用いられていたが、そのことは、学校教育法施行規則 165 条の 2 第 1 項に基づく「入学者の受け入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）や学生募集要項等で事前に公表されておらず、大学案内では、学風として性差のない教育方針が示されていた。なお、本件原告らの受験した各入学試験の合否結果は、「①本件判定基準がなくても一次試験に不合格であった。②本件判定基準にかかわらず一次試験には合格したが、本件判定基準がなくても二次試験に不合格であった。③本件判定基準の下で一次試験に不合格であったが、本件判定基準がなければ一次試験に合格していた。」のいずれかであり（本判決「別紙 損害金一覧表」）、そのうち③の区分に該当するのは、原告 2 名について、

各 1 受験年度、1 試験種別であった。

判決の要旨

1 （学校教育法 2 条 1 項、教育基本法 1 条により、学校法人が設置する私立大学は法律に定める学校であるところ、）「教育基本法 6 条 1 項は、『法律に定める学校は、公の性質を有するものであって』と定めており、私立学校（大学）であっても、公の性質を有する」から、「私立大学の入学試験の合否判定の基準等については、当該大学にその設置目的等に応じた広範な裁量が認められるべきではあるものの……私立大学であっても、公の性質を有する教育機関として、入学者の選抜に関しても、憲法及びこれを受けた公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務を負っているというべきである」。「本件判定基準は、女性受験者を性別という属性のみによって一律に不利益に取り扱うものであるところ、憲法 14 条 1 項は、性別による不合理な差別的取扱いを禁止し、また、学校教育法の規定に基づいて定められた大学設置基準 2 条の 2 は、公正かつ妥当な方法により入学者を選抜すべき旨を定めている。ここにいう『公正かつ妥当な方法』が不合理な差別的取扱いを許容しないものであることはいうまでもない。」「本件医学部において本件判定基準がもうけられたことの合理的な根拠は見当たらず、性別という属性のみによって一律に不利益な取扱いをすることは、本来医学部の入学試験の目的であるはずの医師としての資質や学

力の評価とは直接関わりのない事柄によって合否の判定が左右されることになるから、本件判定基準は、不合理な差別的取扱いであるというべきである。

2 「本件医学部の入学試験による選抜は、被告が学生募集要項を定めて出願の募集をかけ、募集に応じた者が出願書類の提出とともに検定料等を納付し、被告がそれらの者の受験資格の有無等を審査の上、受験票を送付することによって、出願者において入学試験を受験し、被告において学生募集要項等で定めた評価方法、評価基準に従って合否判定をして、合格者に対しては在学契約の申込み資格を付与するという法律（契約）関係であると解される。」「入学試験に応募する行為は、……その後の人生や職業に影響を与え得る極めて重要な意思決定に係る行為であり、応募の有無の選択は、本件大学が学生募集要項等において公表している教育方針や教育環境のほか、入学試験の実施方法・内容等を吟味の上で、自由な意思決定により行われるべきものであり、「被告には、上記の法律関係に入る前提として、入学試験に応募するに当たり原告らが誤った情報の下に意思決定を下すことがないように必要な情報を提供すべき信義則上の義務があったというべきである。」「被告が、本件判定基準の存在を秘して出願の募集をかけ、これに応じた原告らに対して本件医学部の入学試験を受験させた行為は、上記……信義則上の義務に反し、原告らにおいて本件大学医学部を受験するか否か、あるいは他の大学を受験するか否かについての意思決定の自由を侵害したものである。」

3 「原告らにおいて、本件大学医学部の入学試験を受験した場合に、合否判定に関して差別的取扱いを受けることを事前に認識していたならば、そのような入学試験を受験することについては心情的に大きな抵抗があったであろうし、競争率の激しい入学試験において男性受験者と比較して合格可能性が低くなることを受入れてまで積極的に本件大学医学部の入学試験を受験したとは考えにくい。」「原告らにとって本件大学医学部と他の私立大学医学部のいずれを受験するかが二者択

一になる場面が生ずるという実情もあった」。「原告らが本件判定基準の存在を認識していたならば、あえて本件大学医学部の入学試験を受験しないという選択をしたものと推認するのが相当であり、原告らが受験をするために要したと評価される入学検定料、交通費及び宿泊費については、被告の行為と相当因果関係を有する損害である」「母親の交通費及び宿泊費については、保護者の同行がなければ本件医学部の受験が困難であったとまでは認められないから、……被告の行為と相当因果関係を有する損害であるとはいえない。」「原告らは、被告の不法行為によって、本件医学部を受験するか否か、あるいは他の大学を受験するか否かについて、自由な意思により選択する機会を奪われ、これにより女性受験者を不利に取り扱う内容の本件判定基準を用いた入学試験を受験させられ、……不合理な差別的取扱いを受けたのであるから、大きな精神的苦痛を被ったであろうことは想像に難くない。もっとも、……既に本件判定基準は廃止され、本件大学医学部の入学試験について、公正かつ妥当な方法による入学者選抜が実施されるよう是正措置がとられていることは……原告らにとっても一定程度その精神的苦痛を緩和する意味合いを持つと解され、「損害賠償として原告ら1名につき1年度の受験当たり30万円の支払を命ずるのが相当である。」本件判定基準により一次試験の結果が不合格となり、二次試験を受験できなかった2名については、「そのような機会喪失に係る苦痛が生じたこと自体は理解することができるものの、本件判定基準がなかった場合に最終合格に至っていた蓋然性までは立証されない以上、これを上記の意思決定の自由の侵害に係る慰謝料とは別に評価すべきものということとはできない。」弁護士費用については、各原告の「慰謝料、入学検定料、交通費及び宿泊費の合計額の1割が相当である」。

判例の解説

一 背景

本件は、いわゆる医学部不正入試問題¹⁾に関して、医学部を受験し、合否判定において自らの属性(性別)を理由として不利益な取扱いを受けた受験者から、大学に対して、受験を行うかど

うかの意思決定の自由に対する侵害を理由として、不法行為に基づく損害賠償が請求された事件である。なお、本判決によると、文部科学省が平成30年8月に実施した「医学部医学科の入学選抜における公正確保等に係る緊急調査」の結果を踏まえた文部科学省からの要請を受けて、被告Yでは、第三者委員会を設置して医学部入学試験に関する調査を実施した。第三者委員会の調査結果を受けて、Yは、平成31年度医学部入学試験において本件判定基準の運用を廃止するとともに、平成29年度および同30年度の入学試験において、本件判定基準が用いられなければ一次試験に合格していた者に対しては入学検定料を返還し、本件判定基準が用いられなければ二次試験に合格（最終合格）していた者を追加合格として、個別に入学の意思を確認する事後的措置をとっていた。

Yに対しては、類似の事案（ただし、性別以外の属性による差別を含む）について、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下、特例法という）に基づき、特定適格消費者団体による共通義務確認の訴えが提起され、本件に先立つ令和3年9月17日に判決が示されている²⁾。なお、他大学における医学部不正入試に関する共通義務訴訟として、東京地判令2・3・6がある³⁾。本件判決のうち、意思決定の自由に対する侵害を理由とする不法行為の成立を認める前半部分は、先行する2件の共通義務確認訴訟における判断枠組みを踏襲するものである。これに対して、賠償の対象となる損害については、前記2判決では、受験費用（入学検定料等）、対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬および費用に相当する額の支払義務が認められたものの、当時の特例法の規定（特例法3条2項6号⁴⁾）では慰謝料について共通義務確認訴訟における請求適格が認められておらず、また、受験に要した旅費宿泊費についてはいわゆる支配性の要件⁵⁾を欠くとして特例法3条4項により請求が却下されたため、それらについては本判決において新たに判断が示されたものである。

二 不法行為責任の成立について

本判決は、Yのような私立大学であっても、教育基本法6条1項により公の性質を有し、入学

試験における合否判定等において広範な裁量を認められるとしても、憲法等の公法規範を尊重する義務を免れるものではないことを明らかにした。そして、本件判定基準は、憲法14条1項や大学設置基準2条の2に照らして、不合理な差別的取扱いに当たると判断している。しかしながら、本判決では、「本件判定基準を用いて合否判定を行った」行為については、不法行為の成立を認めていない。本件原告らについては、本件判定基準が合否判定に用いられなかったとしても、合格の可能性がなかったか、または、本件判定基準が用いられなかった場合の合格の蓋然性について訴就上立証していないため、「合否判定に本件判定基準が用いられたこと」について不法行為の成立を認めた場合、因果関係のある損害は何かが問題となりうる。同一の試験種別を受験した受験者について、受験者により異なる判断基準によって合否の判定を行うことは、在学契約の申込みの資格者を試験によって選抜するという入試契約の本旨にそぐわないものと考えられるが⁶⁾、仮に、「本件判断基準を用いたこと」を債務不履行として損害賠償を請求したとしても、同様の問題は生じうる。

このような事情の下で、本判決は、まず、Yと原告らの入学試験に関する法律関係（契約）（以下、入試契約という）において、Yは、公の性質を有する教育機関として尊重しなければならない憲法14条1項等に反する本件判断基準を合否判定に用いることを秘匿して受験生を募集し、これに対して原告らは、本件判断基準の適用対象となる可能性を認識していなかったために、そのことを認識していれば締結していなかったと考えられる、本件大学との入試契約の締結を行ったとした。この点において、Yの行為は、契約を締結するかどうかに関する原告らの意思決定の自由を侵害する不法行為であると評価された。ところで、本件における原告らの意思決定の自由の侵害については、法律行為法上の諸制度（公序良俗違反、詐欺ないし錯誤）による解決の余地もあったと考えられる。しかしながら、本件においては、当事者間の契約関係における法律行為法上の問題について論ぜられることなく、Yの信義則上の情報提供義務違反による原告らの意思決定の自由への侵害による不法行為という法律構成が行われた。不当勧誘等の「合意の瑕疵」に関わる事案⁷⁾において、

法律行為法ではなく、不法行為法によって一方当事者の救済を図るという法律構成には、①不当な勧誘等に起因する契約締結過程での「合意の瑕疵」について、要件が厳格な法律行為法ではなく、柔軟な不法行為法の下で紛争を解決できる⁸⁾、②法律行為法の下で契約の効力を否定した場合の原状回復では認められない、慰謝料や弁護士費用等の賠償が可能となる⁹⁾、③行為の不法性が明確になる¹⁰⁾等のメリットが指摘されている。

本件において、Yは、一定の属性の受験生に対して憲法14条1項等に反する本件判定基準を用いることを企図しながら、そのことを秘匿して入試契約締結の相手方を募集したのであるから、法律行為法による救済が特に困難であったとは考えにくい。しかしながら、上記②および③の点においては、不法行為に基づく損害賠償という法律構成を採用することが、本件における原告らの救済にとって有効な手段であったといえる。

なお、本判決が認めた信義則上の情報提供義務の対象事項である本件判断基準は、憲法14条1項等に反するものであり、事前の説明によってその違憲性、違法性が治癒されるものではない¹¹⁾、契約締結時にこのような情報の提供が実際に行われることは通常考えられない。また、本件における大学の情報提供義務は、事業者としての専門性や情報の不知がもたらす危険性の強さ¹²⁾といった従来の理由付けでは説明が難しい。契約に関する意思決定の前提となる情報の収集について、自己責任を原則としつつ、一定の場合に、一方当事者の「情報環境整備」の責任を相手方に分担させるという意味での情報提供義務¹³⁾と、本件における情報提供義務は性格が異なる。契約締結過程における一方当事者の情報の秘匿による相手方の意思決定の自由の侵害について、現実にはおよそ情報提供を想定できない場合でも、情報提供義務違反による不法行為という理論構成が必要であるのかどうか、なお検討を要しよう。

三 原告らの損害

本判決では、原状回復的損害賠償に相当する入学検定料相当額の賠償が認められたほか、さらに受験に要した受験生本人の交通費・宿泊費、慰謝料、弁護士費用の一部が賠償の対象となる損害とされた。本件は、経済的な利益をめぐる取引では

なく、受験生の進路選択に関する事案であって、精神的損害に対する賠償は、紛争解決の重要な要素であったと考えられる。不法行為に基づく損害賠償の請求という法律構成を採用したことは、とりわけこの点において、本件の実態に即し、原告らの救済に資するものであったといえる。

もっとも、本判決は、受験生の入試契約の締結に関する意思決定の自由が侵害されたことを不法行為としながら、慰謝料額の算定では、各原告の各年度における受験回数の違いを考慮していない。契約締結に関する意思決定の自由の侵害に不法行為の成立を認める以上は、慰謝料の算定においても、契約締結に関する各原告の具体的な状況が踏まえらるべきではなかったであろうか。

●—注

- 1) 憲法上の論点については、辻村みよ子「医学部女性差別入試と憲法」月刊女性&運動（2019年8月号）22頁を参照。
- 2) 東京地判令3・9・17裁判所ウェブサイト。
- 3) 東京地判令2・3・6判時2520号39頁。
- 4) 令和4年6月1日法律第59号により特例法が改正され、精神的損害についても、損害額算定の基礎となる事実関係が相当多数の消費者に共通し、かつ、財産的請求と併せて請求される場合（特例法3条2項6号イ）または故意による場合（同法同条同項同号ロ）には、請求的適格が認められた。
- 5) 参照、消費者庁消費者制度課編『一問一答 消費者裁判手続特例法』（商事法務、2014年）36～38頁、伊藤真『消費者裁判手続法〔第2版〕』（商事法務、2020年）43～45頁。
- 6) 募集枠の設定、試験方式の選択、出題配点等についての大学の裁量の問題と、同一の試験種別での合否判定上の差別的取扱いは、区別されるべきであろう。
- 7) 参照、森田宏樹『「合意の瑕疵」の構造とその拡張理論（1）（2）（3・完）』NBL482号（1991年）22頁、同483号（1991年）56頁、同484号（1991年）56頁。
- 8) 小粥太郎「説明義務違反による不法行為と民法理論——ワラント投資の勧誘を素材として（下）」ジュリ1088号（1996年）91～92頁。参照、山本敬三『契約法の現代化Ⅰ——契約規制の現代化』（商事法務、2016年）25～26頁、77頁。
- 9) 山本敬三『契約法の現代化Ⅱ——民法の現代化』（商事法務、2018年）317頁。
- 10) 山本・前掲注8）36頁。
- 11) 辻村・前掲注1）24頁。
- 12) 山本・前掲注8）81～84頁、224～225頁。
- 13) 小粥・前掲注8）92～93頁。